

平成30年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成30年3月1日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 2号 竜王町有線放送施設の設置および管理に関する条例
- 日程第 4 議第 3号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 4号 滋賀竜王工業団地維持管理基金条例
- 日程第 6 議第 5号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 6号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 7号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第 9号 竜王町国民健康保険事業、財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第10号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第11号 竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例
- 日程第13 議第12号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第14 議第13号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第15 議第14号 竜王町指定介護予防支援の事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

- 日程第16 議第15号 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議第16号 竜王町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議第17号 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議第18号 竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議第19号 竜王町山面工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議第20号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議第21号 平成29年度竜王町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 議第22号 平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第24 議第23号 平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第25 議第24号 平成29年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議第25号 平成29年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議第26号 平成29年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議第27号 平成29年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議第28号 平成30年度竜王町一般会計予算
- 日程第30 議第29号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第31 議第30号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第32 議第31号 平成30年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第33 議第32号 平成30年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議第33号 平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議第34号 平成30年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第36 議第35号 平成30年度竜王町下水道事業会計予算
- 日程第37 議員派遣について

2 会議に出席した議員（11名）

1 番	菱 田 三 男	3 番	若 井 猛 志
4 番	森 島 芳 男	5 番	森 山 敏 夫
6 番	内 山 英 作	7 番	松 浦 博
8 番	古 株 克 彦	9 番	貴 多 正 幸
10 番	山 田 義 明	11 番	岡 山 富 男
12 番	小 森 重 剛		

3 会議に欠席した議員（1名）

2 番	小 西 久 次
-----	---------

4 会議録署名議員

8 番	古 株 克 彦	9 番	貴 多 正 幸
-----	---------	-----	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
副町	長	杼木 栄司	総務主監	山添みゆき
住民福祉主監兼 発達支援課長	嶋林さちこ	産業建設主監	井口 和人	
主監心得兼 未来創造課長	奥 浩市	会計管理者	西川 良浩	
総務課長	川嶋 正明	税務課長	寺嶋 要	
生活安全課長	図司 明德	住民課長	森岡 道友	
福祉課長心得	間宮 泰樹	健康推進課長	中原 江理	
農業振興課長	井口 清幸	商工観光課長心得	岩田 宏之	
建設計画課長	森 徳男	上下水道課長	込山 佳寛	
教育次長兼 教育総務課長	田邊 正俊	学校教育課長	森 幸一	
生涯学習課長	竹内 修			

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	知禿 雅仁	書	記 奥 智子
--------	-------	---	--------

開会 午後1時00分

○議長（小森重剛） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員数は11人であり、よって定足数に達していますので、これより平成30年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。平成30年第1回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中を万障お繰り合わせの上、御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。議員の皆様方には、ますます御健勝にて日々議会活動に御専念いただき、併せまして町政万般にわたり格別の御指導と御鞭撻を賜っておりますことに、衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

韓国、平昌で開催されました第23回オリンピック冬季競技大会は、25日に閉幕し、冬季大会史上最多となるメダルを獲得されたところでございます。開催中には、連日、日本人選手の活躍が報道されていましたが、特に若い選手の活躍が印象的であり、大きな希望を与えていただいたところでございます。

2024年には、滋賀県において、第79回国民体育大会及び第24回全国障害者スポーツ大会が開催予定でございまして、本町では、スポーツライミング競技が実施される内定をいただいております。

本町といたしましても、2024年に向けまして、スポーツライミングの魅力や楽しさを町内に発信し、興味・関心を高める取り組みを進めるとともに、スポーツを通じた健康づくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

本定例会では、平成30年度当初予算（案）を上程させていただきます。

一般会計におきまして、前年度と比較いたしますと、総額は若干の減少となりますが、工業団地関連予算を除きますと3.3%の増としており、積極的予算として編成させていただいたところでございます。

財政状況につきましては、厳しい状況ではございますが、重点施策プロジェクトを力強く推進し、「活力」・「安心」をキーワードに、本町が直面する課題の解決に向けて着実に取り組んでまいります。

さて、このキーワードに関連いたしまして、「活力」という点に関しましては、

本年6月には、滋賀竜王工業団地へ初めて進出されました企業が操業を開始されます。続いて、第2、第3と企業進出の見通しが立ち、さらには、滋賀山面工業団地内での動きもございまして、躍動感を実感しているところでございます。

「安心」という点に関しましては、今年度新規事業として開始いたしました「支え合いしくみづくりモデル事業」につきましては、鶴川自治会と林自治会に取り組んでいただき、その内容を先月8日に報告会として発表をいただいたところでございまして、来年度には、その発展と新しい自治会からの挑戦を期待しているところでございます。

今年度の取り組み、活動をより一層加速させ、明るく元気で活力あふれる強いまち竜王町、次世代に誇れる竜王町をつくる施策の実現に向け、鋭意努めてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

本定例会におきましては、条例案件19件、補正予算案件7件、当初予算案件8件を上程させていただきます。

本定例会に提案申し上げます34案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただけますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とします。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（小森重剛） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いをいたします。

なお、説明は省略いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小森重剛）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番 古株克彦議員、9番 貴多正幸議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（小森重剛） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月1日から3月28日までの28日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日3月1日から3月28日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

これより、一般行政について町長より、また、教育行政について教育長より、それぞれの方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 本日、ここに平成30年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出いたしました諸案件の御審議を願うに当たりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べさせていただきます。

国におきましては、一億総活躍社会の実現を目指し、三本の矢を強化して、「新・三本の矢」、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を打ち、少子高齢化という構造問題から正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向けての取り組みを展開されているところでございます。

また、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指すため、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくこととされております。

さて、本町におきましてもたくさんの課題を抱えておりますが、最大の課題は、人口減少でございます。いま一度、地域や町民の皆さんと行政がこの現実を再認識し、知恵を結集し、連携して行動することで、人口減少に歯止めをかけつつ、活力あるまちを維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

本町の将来像を描くうえで、私は、竜王のよき点はしっかりと継承し、閉塞感や停滞感などを感じる点は大胆に刷新・改革することで、新風、新しい風を吹き込み、明るく元気で活力溢れる強いまち竜王町を創っていく、次世代に誇れる竜王町を創ることが必要と考えております。

平成29年2月に開催いたしました、「わがまち竜王町」まちづくりフォーラムにおきまして、「明るく元気で活力溢れる強いまち竜王町」、「次世代に誇れるまち竜王町」の実現に向けて、これからのまちづくりについての具体的な方策を提案させていただいたところでございますが、この方向性については、町民皆さん方とも共有をしていくことが大切であると考えております。

今後、高齢化がますます進む中におきまして、本町に限らず、行政だけでありとあらゆることについて対応していくことは、既に限界を迎えておるところでございまして、町民皆さんと今後の方向性を共有し、ともにそれぞれの役割を發揮することが重要であると考えているところでございます。

全ての町民の皆さんが、まちづくりの当事者意識を持って、主役として活躍していただける環境づくり、地域の活力を引き出していく取り組みこそが、行政に今求められているところでございます。

昨年11月からは、「おじゃまします、町長です」と銘打って、町民の方々と意見交換会を開催し、多種多様な団体の会議等にお邪魔をいたしました。

意見交換会に際してのルールとして、あんなことをしてほしい、こんな施設をつくってほしい等の要望の前に、「このことより」を発信していただくことで、今後の取り組みに活かしていける貴重な場となったところと考えております。

まちの取り組みや私自身の考え等もお伝えし、双方向のやりとりをさせていただき、建設的な意見交換もさせていただきました。また、それぞれの団体で明確な目的をもって精力的に活動されていることに、感銘を受けたところでございます。

こうした各種団体の取り組みを引き出し、活躍の場を広げていくことで、竜王町の有する潜在的な可能性が發揮され、新たなまちづくりへ挑戦し続けることができると考えております。

さらに中長期的な課題につきましても、解決に向けてしっかりと方向性を見出していく必要性があり、具体的な行動に向けて知恵を出し合っていきたいと考えております。

まず、基本政策として、新たなまちづくりのための1つ目は、「成長戦略の策定、実践、実行」、2つ目は、「教育、福祉、医療、社会インフラの充実」、3つ目は、「魅力ある農業の創生」、4つ目は、「安心安全のまちづくり」、5つ目は、「高品質の行政サービスの提供」の5つを実行してまいります。

この5つの基本政策を実現していくために、何よりも成長こそ元気・活力のもとであると考えておりまして、町内に内在する豊富な人材や恵まれた自然を最大限に活用しつつ、地方創生・成長戦略を実践していく必要があると考えておるところでございます。

滋賀竜王工業団地への企業誘致や新たな起業家の発掘育成により雇用を創出しつつ、土地の有効活用、新たな住宅地の提供によりまして、就業人口や子育て世

代の増加を図るとともに、本町が誇る魅力ある竜王産品の真のブランドづくりの推進とさらなる情報発信に取り組んでまいります。

併せて、成長するためには、子どもの数が増えることも必要だと考えております。このためにも、若い世代に町内で1人でも多くの子どもの安心して産み、育てられる環境づくりが重要であると考えております。加えまして、生まれてきた未来を担う、その子どもたちの教育環境を整えることも、重要だと考えております。

このことが、若い世代が竜王町に住みたい、住み続けたいと思っただけの理由の1つとなりまして、定住・移住の好循環を創り出したいと考えておる次第でございます。また、成長するためには、全ての方が安心して、生き生き暮らせることも必要だと考えております。このために、防災・防犯体制の充実と強化を図るとともに、地域医療や介護、福祉の充実を図ってまいります。

これらの政策を実行するために、「活力」と「安心」をキーワードといたしまして、1本目の柱として「活力あるまち創り」、2本目の柱として、「安心して暮らし続けられるまち創り」という2つの柱を立てまして、1本目の柱では、企業誘致・教育力・発信力・拠点整備の施策に、2本目の柱では、公共交通、子育て支援、健康福祉、総合防災の施策に挑戦をしております。

さらに、これらの事業につきましては、重点施策として、平成29年度に立ち上げましたプロジェクトチームにより組織横断的に取り組みを実施し、着実に進めてまいります。

まず、1本目の柱の「活力あるまち創り」に挙げました「企業誘致」では、工業団地への企業誘致を契機といたしまして、若者定住対策と雇用の促進を図ってまいります。具体的に申し上げますと、滋賀竜王工業団地への企業誘致を早期に実現し、町有地の活用を進め、集合住宅、社宅の開発を支援してまいります。

次に、「教育力」では、竜王で子どもを育てたい、竜王の教育を受けさせたいと思っただけ、若い世代が定住していただけるよう、教育力の向上を図ってまいります。具体的に申し上げますと、一人一人に寄り添うきめ細やかな指導や支援を充実させること、学校園自主公開事業により、竜王町の教育の魅力と強みをアピールすること、就学前から中学校まで、一貫した英語教育を実施すること、プログラミング教育を実施すること等々でございます。

次に、「発信力」では、町民皆さんから活力を発信していただける仕組みを構築していくとともに、竜王ブランドを全国へ発信してまいります。具体的に申し

上げますと、魅力ある農産物を真のブランドとするための支援の充実、大型商業施設に来られるお客様を、町内観光地へ誘導できるような工夫、また、道の駅を核とした観光振興を許可することなどでございます。

次に、「拠点整備」では、中長期的な構想といたしまして、役場周辺のコンパクトシティ化を視野に入れつつ、皆さんと十分議論しながら、教育・福祉機能の集約化や中心核へのアクセスなど、ネットワークの強化の取り組みを検討し、進めてまいりたいと考えております。

次に、2本目の柱の、「安心して暮らし続けられるまち創り」に挙げました「公共交通」では、高齢になっても、買い物や病院に通えるように公共交通、移動手段の確保について、また、路線バスの利用促進を図り、子育て支援、定住促進等につながる取り組みを実践してまいります。具体的に申し上げますと、竜王にふさわしい公共交通のあり方を検討すること、通学定期助成及び路線バスの利用促進を図ることなどでございます。

次に、「子育て支援」では、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援の充実を図ってまいります。具体的に申し上げますと、平成29年10月から中学校卒業までの子どもの医療費の無償化を行いましたけれども、それをしっかり継続することや子ども・子育て世代への経済的支援についても行ってまいりたいというふうに考えておるところでございますし、また、幼稚園においても、3歳児の預かり保育を継続実施すること、また、出産のお祝い品等を充実していくことなどを考えておるところでございます。

次に、「健康福祉」では、健康寿命の延伸や居場所づくり、地域で支え合うしくみづくりをより一層進めてまいります。具体的に申し上げますと、高齢者等の課題を地域の課題として捉え、地域支え合いしくみづくりモデル事業を継続してまいります。高齢者のスポーツを奨励、本町の健康課題についての知識や取り組みを進めるなどいたしまして、健康寿命の延伸を目指し、健康づくりに向けた取り組みを一層支援してまいります。

次に、「総合防災」では、防災情報システムの構築と自主防災組織の機能強化の支援に取り組んでまいります。具体的に申し上げますと、より安全な避難経路の見直しを地域の皆さんと進めていくこと、竜王町に合った強靱な防災情報システムの構築を進めていくこと、日野川沿岸住民の皆様の生活の安全及び災害防止に万全を期すための取り組みを強化してまいり等々でございます。

また、平成30年度において、本町に有する潜在的な可能性を引き出し、地域

に活力を与えられる事業にも取り組んでまいります。

主な事業といたしまして、まず、自治会向けの助成金として、さまざまな世代が笑顔で暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現を目指して、新たな統合型交付金として、未来につなぐまちづくり交付金を創設いたします。

次に、地域おこし協力隊事業につきましても、新たな隊員を募集し、まるごと「スキヤキ」プロジェクトを推進するとともに、定住・定着を図ってまいります。

次に、スポーツクライミング普及啓発事業といたしまして、2024年に滋賀県で開催されます国民体育大会に向けての、本町での開催予定のスポーツクライミング競技誘致の機運醸成とボルダリング競技の魅力や楽しさを町内に発信してまいります。

次に、「スポーツが地域を元気にする」という言葉を合い言葉に、1人でも多くの町民の皆さんの参加による運動会、「ドラゴンピック2018」を開催することにより、スポーツを通じて健康で活力あるまちづくりを推進してまいります。

これらの方針を実行するために、平成30年度の予算編成に当たりましては、平成30年度の財政見通しとして、歳入面においては、平成29年度に法人町民税等の税収が大幅に増加したため、普通交付税については不交付団体となる見込みでございます。

しかしながら、普通交付税及び臨時財政対策債の減収分を補えるだけの町税は現時点では見込めないと考え、一方、歳出面においては、社会保障関連経費をはじめとする経常的経費が引き続き増加すると見込んでおるところでございます。

そうした中、平成30年度一般会計当初予算案につきましても、明るく元気で活力あふれる強いまち、次世代に誇れる竜王町を創る施策を加速させていくために、必要な予算といたしまして、平成29年度から開始している重点プロジェクトを力強く推進しつつ、将来のまちづくりに向けた投資を、計画的かつ効果的に行うとともに、問題解決のための施策への集中、予算配分の重点化に取り組み、「活力あるまち創り」、「安心して暮らし続けられるまち創り」を2本柱として、重点配分をいたしたところでございます。

各施策については、新年度予算案を御審議いただく中で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後となりますが、この方針のもと、さまざまな取り組みの目的を見定め、積極的に挑戦し続ける1年となるよう、一丸となって取り組んでいる所存でございます。現場重視の姿勢を大切に、町民皆さんの声をしっかりと受けとめ、全力

を尽くして町政発展のため努めてまいりますので、議員皆様方の各段の御指導と御協力をはじめ、町民皆様方のより一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成30年度に当たっての行政執行方針といたします。どうもありがとうございました。

○議長（小森重剛） 甲津教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 議員の皆さん、こんにちは。本日からの平成30年第1回竜王町議会定例会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうから、平成30年度の竜王町教育行政の基本方針を申し述べさせていただきます。

今日、さまざまな分野において、世界情勢は刻々と変化しています。我が国においても、高度情報化、最先端技術化、国際化が一層進むなど、社会全体が日進月歩で変化しています。

特に最近顕著となってきているのは、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、社会的変化が人間の予測を超えて進展するようになってきていることです。これからの時代は、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会を自ら創造していくことのできる人材が強く求められています。

こうした人材の育成に向けて、私たちは、教育の果たすべき役割が極めて大きいことをしっかりと認識し、10年先からおおよそ30年先を見越して、教育による人づくり、まちづくりを進め、人生100年時代を見据えた日本の未来を展望していかなくてはなりません。

このような大局観に立って、各学校の教育課程を編成する基準である次期学習指導要領は、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む」ために、「社会に開かれた教育課程」の実現を求めています。

また、人生100年時代、超スマート社会の到来など、社会の大きな転換点にあって生涯学習の重要性が一層高まってきていることから、教育行政全体の取り組みを通じて生涯学習社会の実現に努めることが求められています。

そこで、学校教育と社会教育が連携・融合し、より横断的・総合的なビジョンに基づく教育行政を推進していく必要があります。

本町としても、変化の激しい社会をたくましく生き抜き、豊かな人生を切り拓

いていくために必要な資質や能力を育む教育を、学校教育と社会教育の両面から力強く押し進めてまいります。

推進に当たっての基本目標は、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」とし、合言葉を「教育でキラリと光る竜王のまちづくり」とします。この合言葉の中の「キラリ」には、「竜王ならではの教育、竜王だからこそできる教育、県内外に自信を持って発信できる竜王の教育」を目指していきたいという願いを込めています。

この合言葉を具現化する礎となる基本理念は、「不易流行」です。つまり、時代の変化がいかようであろうと、決しておろそかにできない本質的なものを大事にしながらも、時代の潮流を見据え、将来を展望しながら、変えるべきものは変える、変化をおそれず挑戦することを基本理念としていきます。

この基本目標を、合言葉、基本理念を踏まえて、5つの行動指針を定めます。

行動指針その1、「個人の力と組織力を生かし教育の質を高める」、その2、「国や県の情報や動向を教育施策に反映する」、その3、「「キラリ」を意識して情報発信、アピールに努める」、その4、「PDCAサイクルを回し改善に努める」、その5、「実践過程を大事にしながら結果にも拘る」、この行動指針に基づき、学校教育と社会教育を車の両輪として、乳幼児から高齢者の願いに寄り添う教育の推進に努めます。

まず、学校教育においては、「変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を育む学校教育」の推進を目標に、次の3つの重点目標を定めます。

その1、「たくましく生き抜く力を育む学校・園教育の推進」、その2、「子どもの健やかな成長を支える子育て支援の充実」、その3、「子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上」。

主な取り組みとしましては、本年4月から実施される新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえて、乳幼児期から小中学校までの接続を一層重視し、小学校以降とのつながりに考慮しながら、より質の高い就学前教育を推進してまいります。

小中学校においては、新学習指導要領への移行期間であることをしっかりと踏まえた教育活動を推進してまいります。また、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質や能力を育成するために、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に一層努めるとともに、創意工夫による地域に根差したカリキュラムマネジメントの実現に努め、一

一人の児童生徒の学びに向かう力、人間性の涵養に努めます。

さらに、地域に開かれ、地域とともに歩む学校・園づくりを目指し、町内小中学校のコミュニティスクール化を促進するとともに、家庭や関係機関との連携を一層深め、幼児児童生徒の安全安心を確保していきます。

具体的内容としましては、基礎基本の徹底と応用力の育成、就学前から中学までの一貫した竜王町らしい英語教育の推進、特別の教科道徳授業の充実、自尊心や愛郷心を育む教育の充実、プログラミング学習など新たな価値を創造する教育の推進、学校給食等を通じた食育の推進、運動能力・技術の向上に資する教育の充実に積極的に取り組んでまいります。

こうした取り組みを力強く進めていくために、引き続き各学校・園に指導者や支援員を配置し、個に応じたきめ細かな指導や支援ができる体制を整えてまいります。さらに、教職員が児童生徒と向き合う時間を一層確保したり、より質の高い授業を実施したりできるよう、学校組織の体制整備に努めます。

また、学校・園現場への指導主事のタイムリーな派遣や教職員の資質向上を目指す研修会の開催、教育研究奨励事業、学校力を高める学校・園自主公開アピール事業等に精力的に取り組んでまいります。

次に、社会教育においては、「豊かな人生を自ら切り拓いていくための資質や能力を育む社会教育」の推進を目標に、次の5つの重点目標を定めます。

その1、「心豊かでたくましい青少年の健全育成」、その2、「全ての人が生きて学べる生涯学習の推進」、その3、「次代への継承をめざす文化財保護の充実」、その4、「明るく住みよいまちづくりをめざす人権教育の推進」、その5、「スポーツの日常化をめざす健康体力づくりの推進」。

主な取り組みといたしましては、生涯学習課と学校教育課、公民館、学校・園、福祉部門が連携を密にして、家庭教育の重要性とその内容の啓発に努めます。また、関係機関、団体と連携して、青少年の健全育成や心豊かでたくましい人材の育成に努めます。

また、高度情報化が急激に進む中、インターネット社会を取り巻くさまざまな問題が発生していることをしっかりと受けとめ、町教育フォーラムをはじめとした研修会や講座を通して、情報通信機器の上手な使い方等に対する町民ぐるみの呼びかけや望ましい使い方キャンペーン等が展開できるよう、家庭、地域、学校・園、関係機関、各種団体が一体となった取り組みを進めてまいります。

公民館、図書館においては、さまざまな世代の人が生き生きと学んだり、活動

したりできる場となるよう、講座や教室の一層の充実に努めるとともに、発想の転換や創意工夫により新たな取り組みの創出に努めます。

竜王町の特色ある取り組みとして根づいている幼小中学校への地域学校協働本部（学校応援団）と公民館の連携による地域づくりと人材育成、図書館と学校との密接な連携による学齢期の読書活動の充実、若者の行事やイベントへの自主的参画等についても、一層充実発展するよう取り組んでまいります。

町民の文化活動の推奨や文化財保存活動の推進、地域の歴史に親しむ機会の提供を踏まえながら、竜王町の文化の姿やありようを整理してまいります。

スポーツ関連においては、2024年開催の滋賀国体をしっかりと視野に入れ、滋賀国体競技誘致の機運醸成と竜王町開催内定種目であるスポーツクライミングの普及啓発に、具体的かつ積極的に取り組んでまいります。

また、2年に一度開催の町民運動会を「地域の活力創出事業」として位置づけ、実行委員会とともに活気と熱気に溢れた大会となるよう工夫してまいります。

これまで申し述べましたさまざまな取り組みに対し、PDCAサイクルをしっかりと回し、着実に推進していくために、教育委員会においては、教育委員会議や教育委員研修の一層の充実、教育委員会と教育委員会事務局、町長部局との連携強化に努めてまいります。

結びに、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」という大きな志を高く掲げ、「教育でキラリとひかる竜王のまちづくり」を合い言葉に、関係者一同一丸となって全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方の倍旧の御指導・御鞭撻・御支援をお願い申し上げ、平成30年度の教育行政基本方針の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森重剛） 以上で、行政執行方針、並びに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |       |                             |
|-------|-------|-----------------------------|
| 日程第 3 | 議第 2号 | 竜王町有線放送施設の設置および管理に関する条例     |
| 日程第 4 | 議第 3号 | 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議第 4号 | 滋賀竜王工業団地維持管理基金条例            |
| 日程第 6 | 議第 5号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例        |

|        |        |                                                                                                 |
|--------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 7  | 議第 6号  | 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                               |
| 日程第 8  | 議第 7号  | 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例                                                                           |
| 日程第 9  | 議第 8号  | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                                                          |
| 日程第 10 | 議第 9号  | 竜王町国民健康保険事業、財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例                                                   |
| 日程第 11 | 議第 10号 | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例                                                                             |
| 日程第 12 | 議第 11号 | 竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例                                          |
| 日程第 13 | 議第 12号 | 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例                                                        |
| 日程第 14 | 議第 13号 | 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例             |
| 日程第 15 | 議第 14号 | 竜王町指定介護予防支援の事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 日程第 16 | 議第 15号 | 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例                                                                      |
| 日程第 17 | 議第 16号 | 竜王町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例                                                              |
| 日程第 18 | 議第 17号 | 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例の一部を改正する条例                                                                 |
| 日程第 19 | 議第 18号 | 竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例                                                                |
| 日程第 20 | 議第 19号 | 竜王町山面工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例                                                     |
| 日程第 21 | 議第 20号 | 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例                                                                      |
| 日程第 22 | 議第 21号 | 平成29年度竜王町一般会計補正予算（第9号）                                                                          |
| 日程第 23 | 議第 22号 | 平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘                                                                       |

定) 補正予算(第3号)

日程第24 議第23号 平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 補正予算(第4号)

日程第25 議第24号 平成29年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第26 議第25号 平成29年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第27 議第26号 平成29年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第28 議第27号 平成29年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(小森重剛) 日程第3 議第2号、竜王町有線放送施設の設置および管理に関する条例から日程第28 議第27号、平成29年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)までの26議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長(西田秀治) ただいま、一括上程いただきました議第2号から議第27号までの26議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

議第2号、竜王町有線放送施設の設置および管理に関する条例につきましては、平成29年度末をもって竜王町有線放送農業協同組合が解散することに伴い、町が部分継承する有線放送施設の設置および管理に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議第3号、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、地方公務員の育児休業制度について国家公務員に準じた改正が行われたこと等から、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第4号、滋賀竜王工業団地維持管理基金条例につきましては、滋賀竜王工業団地内における施設等の維持管理の財源とすることを目的に基金を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、議第5号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されるに当たり、砂利採取法に基づく砂利採取計画に関する事務に係る手数料が見直されたため、条例の一部改正を行うものでございます。



次に、議第 6 号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、また地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、引用法令の条項にずれが生じるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 7 号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正により、市町村が行う国民健康保険事務を定めること、その他の所要の規定を改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 8 号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、今ほど議第 7 号で説明しました同様の法改正により、国民健康保険税の課税額の定義が変更となるため、また、この変更により、町は、県より示された納付金を納付するために必要な課税額等を算出した結果、税率等を改定する必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 9 号、竜王町国民健康保険事業、財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例につきましては、こちらも議第 7 号で説明しました同様の法改正により、財政運営の責任主体は県に移行することとなり、町は医療費の急騰に備える必要性がなくなるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 10 号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料について、現行第 6 期の基準額 5,600 円から 5,900 円に改定するものでございます。

また、その他、所要の規定を改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 11 号、竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が県から市町村へ移行されるため、条例を制定するものでございます。

次に、議第12号、竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のうち、平成30年4月1日施行の内容に係る省令が改正予定であり、本条例の基準としている指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されることに併せて省令を引用する内容へ変更するため、既存の条例の全部改正を行うものでございます。

次に、議第13号、竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、本条例の基準としている指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴う省令を引用する内容へ変更するため、既存の条例の全部改正を行うものでございます。

次に、議第14号、竜王町指定介護予防支援の事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、本条例の基準としている、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに併せて省令を引用する内容へ変更するため、既存の条例の全部改正を行うものでございます。

次に、議第15号、竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例が見直されるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第16号、竜王町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律による土地改良法の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第17号、竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、多様な産業の振興を促進するため、施設を新設、ま

たは増設する事業者に対し奨励措置を講じておりますが、対象となる期間を拡大することで、今後、さらに企業誘致の推進を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第18号、竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が一部改正され、標識の番号にずれが生じたため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第19号、竜王町山面工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、都市緑化法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い、項ずれが生ずるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第20号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、同政令の規定を引用する本条例においても、損害補償の算定基礎となる額の加算額等について改める必要があり、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第21号、平成29年度竜王町一般会計補正予算（第9号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第8号）までの歳入歳出予算額が、62億476万7,000円でございます。

今回、この総額に歳入歳出それぞれ9億3,620万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ71億4,096万8,000円といたしたいものでございます。

主な内容といたしましては、歳入におきまして、法人町民税、固定資産税、自動車取得税交付金、前年度繰越金の増額、個人町民税、町たばこ税、地方消費税交付金、財政調整基金繰入金の減額をさせていただくもの等でございます。

歳出におきましては、各事業において、年度末を前に既に執行が終わった予算残額の減額、または決算見込みによる減額のほか、担い手確保・経営強化支援事業補助金の追加及び財政調整基金、公共施設維持管理基金積立金等各種基金への積み立てをするため増額させていただくもの等でございます。

また、これに加えて、国の補正予算に係るものや事業の進捗の遅延等により、平成29年度末までに事業が完了できない見込みとなっているもの等について、当該事業を翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許費の補正措置

を、また、平成30年度当初予算に先立ち、平成29年度中に事業に係る事務処理を行う必要がある事業について、債務負担行為の補正措置を、最後に地方債の追加、変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第22号、平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が15億6,825万7,000円でございます。今回、この総額から歳入歳出それぞれ1,277万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億5,547万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきまして、保険給付費に対するルール分の負担として、国庫支出金の療養給付費等負担金2,737万円等の減額でございます。

また、共同事業交付金が2,452万4,000円、基金繰入金が1,036万7,000円、前年度からの繰越金が2,407万5,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出においては、執行見込みにより、一般被保険者療養給付費3,070万円の増額、額の確定により後期高齢者支援金等が806万8,000円、共同事業拠出金が2,007万3,000円のそれぞれ減額等でございます。

次に、議第23号、平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が、医科820万円、歯科5,447万7,000円でございます。

今回、この総額のうち、医科の歳入について、67万7,000円を組替え、歯科の歳入歳出それぞれ505万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ医科820万円、歯科5,953万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、医科におきましては、歳入について、繰越金67万7,000円を予算化したことにより、財政調整基金からの繰り入れを一部減額するための組替えでございます。

歯科におきましては、歳入につきまして、繰越金700万6,000円の増額でございます。

歳出につきましては、歳入による繰越金の増額分を財源として、財政調整基金

積立金524万1,000円の増額でございます。

次に、議第24号、平成29年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が、6億8,482万9,000円でございます。今回、この総額から歳入歳出それぞれ29万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,453万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、一般会計からの繰入金420万円の減額でございます。

歳出では、下水道事業経営戦略策定支援業務委託料756万円及び公共下水道BCP策定業務委託料595万1,000円の減額、財政調整基金積立金1,287万4,000円の増額等でございます。

次に、議第25号、平成29年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が、9億3,267万4,000円でございます。今回、この総額から歳入歳出それぞれ351万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億2,915万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、居宅介護サービスの利用の増加に伴い、居宅介護サービス給付費345万2,000円、介護給付費準備基金積立金934万1,000円等を増額、また、施設介護サービス利用の減少に伴い、施設介護サービス給付費552万5,000円等の減額でございます。

次に、議第26号、平成29年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、9,677万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ171万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,848万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、決算見込みによりまして、後期高齢者医療広域連合納付金177万2,000円の増額でございます。

次に、議第27号、平成29年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、平成29年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入の既決予定額3億6,830万円に、今回154万円を追加し、3億6,984万円に、収益的支出の既決予定額3億7,122万円から、今回49万9,000円を減額し、3億7,072万1,000円に、また、第4条で定めました資

本格的収入の既決予定額1億5,609万3,000円から、今回2,648万4,000円を減額し、1億2,960万9,000円に、資本的支出の既決予定額2億2,255万2,000円から、今回2,612万1,000円を減額し、1億9,643万1,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、収益的収入につきましては、営業外収益の長期前受金戻入といたしまして、受贈財産評価額350万円を増額いたしたいものでございます。

また、収益的支出につきましては、総係費といたしまして、人件費等につきまして、608万5,000円を減額するものでございます。

資本的収入につきましては、企業債といたしまして、1,900万円減額し、資本的支出につきましては、建設改良費といたしまして、鏡地先他配水管布設替工事等に伴います工事請負費2,006万9,000円を減額するものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正させていただくとともに、第6条に定めております企業債の限度額、第3条の人件費補正に伴いまして第8条の改正、さらに、第3条の補助金補正に伴いまして第9条を改正させていただきたいものでございます。

以上、議第2号から議第27号までの26議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第21号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（小森重剛）** 川嶋総務課長。

**○総務課長（川嶋正明）** ただいま、町長から、議第21号、平成29年度竜王町一般会計補正予算第9号について、提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料34ページの平成29年度（平成30年）3月補正予算概要により説明させていただきます。

今回の補正予算の主なものといたしまして、35ページ中段の「（2）歳出補正予算の主なもの」から御説明をさせていただきます。

今回の補正予算の内容につきましては、年度末を前に既に執行が終わった予算残額の減額、または、決算見込みによる減額補正が多くなっておりますが、追加・増額補正も盛り込んでおりますので、資料には、ポイントとなる追加、または増額の項目と減額のうち金額の大きいものを掲載しております。

まず、総合庁舎管理事業（燃料費等）73万円につきましては、例年より寒さが厳しいため、庁舎暖房用の重油の消費が増加していることなどから増額するものでございます。

次の備品購入費31万7,000円及び総合庁舎維持修繕事業（修繕費）65万5,000円につきましては、来年度に向け、職員の座席変更等に伴う机等の購入及び庁舎の電話機移設等に係る経費を計上しております。

続きまして、交通安全施設整備工事、コミュニティ助成事業助成金、自ら考え自ら行うまちづくり事業助成金、若者交兎コーディネーター事業委託料、ふるさと納税推進強化業務委託料は、それぞれ執行見込みによる減額でございます。

次に、コミュニティバス運行委託補助金54万円の増額は、運行に係る経常経費が当初より増加したことにより、また、次の生活交通路線維持費補助金330万1,000円につきましては、近江八幡市との負担割合の変更に伴い増額するものでございます。

次の町税過年度過納還付金120万円の減額につきましては、執行見込みから減額するものでございます。

次の臨時福祉給付金の717万円の減額につきましては、最終の申請期限を1月31日としており、期間終了に伴う減額でございます。

次に、自立支援給付費900万円及び補助具扶助費100万円の増額につきましては、サービス利用者の増加、また、手帳取得者の増加に伴い増額させていただくものでございます。

続きまして、障害者福祉関係補助金過年度還付事業につきましては、障害者自立支援医療費負担金及び給付費負担金について、精算の結果、過大交付となっており、還付することとなりましたので、それぞれ追加するものでございます。

次の国保特別会計（事業勘定）繰出金258万4,000円の減額は、国民健康保険特別会計事業勘定の決算見込みにより減額するものです。

次の紙おむつ購入費助成金23万2,000円の増額は、対象者の増加及び支給上限額変更者の増加に伴い増額するものでございます。

次の福祉医療扶助費966万円の減額は、今後の執行見込みから減額するものでございます。

介護保険特別会計繰出金127万4,000円の減額は、介護保険特別会計の決算見込みにより減額するものでございます。

後期高齢者医療負担金247万5,000円の減額は、滋賀県後期高齢者医療

広域連合で会計処理している、滋賀県全体の後期高齢者に係る医療費に変更があったため減額するものでございます。

ページ変わりました、子ども・子育て支援システム改修業務委託料75万円につきましては、保育士の処遇改善に伴い、システム処理をしております支弁台帳の改修をしていく必要があるため追加するものでございます。

次の過年度地域子ども・子育て支援交付金国庫支出金返還金につきましては、子ども・子育て支援交付金の額の確定について、精算の結果、過大交付となっており、還付することとなりましたので追加するものでございます。

次の保育所運営費、児童手当、妊婦健診事業委託料、墓地等整備事業補助金については、それぞれ執行見込みによる減額でございます。

次の農業委員会委員報酬156万9,000円の増額につきましては、県からの交付金が追加で割り当てられたため増額させていただくものでございます。

次の農地集積協力助成金及び経営体育成支援事業補助金については、それぞれ執行見込みによる減額でございます。

続きまして、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,729万6,000円につきましては、国の補正予算（第1号）を受けまして、農業用機械・施設の導入支援を行うため追加するものでございます。

魅力ある農業の創生推進報償費50万円の増額につきましては、他事業で余剰となった地方創生推進交付金の振り替えを行い、その範囲内で増額するものでございます。

環境保全型農業直接支払交付金473万円の増額は、今後の執行見込みから増額するものでございます。

次の県営日野川土地改良事業負担金196万円の増額につきましては、国の補正予算（第1号）を受けまして、事業費を増加し、県営事業が実施されますことから、町の負担金分も増額するものでございます。

次の有害鳥獣駆除防護柵設置補助金64万6,000円の減額は、事業実施に際し、防護柵が非常に安価で購入することができたことから、国からの補助金で事業費の大部分を賄えたことにより、本町からの補助金を減額するものです。

次の住宅及び企業立地施策配水管布設替工事及び定住促進住宅新築・リフォーム助成事業助成金の減額は、執行見込みにより減額するものでございます。

下水道特別会計繰出金（公共）368万9,000円の減額は、下水道事業特別会計の決算見込みにより減額するものです。



次の総合運動公園長寿命化計画策定業務委託料140万円の減額は、執行見込みにより減額するものでございます。

竜王インター周辺地区整備費については、執行見込みにより減額するもので、その主な内容については資料に記載のとおりでございます。

次の消火栓設置工事負担金及び防災情報システム基本設計業務委託料の減額につきましては、執行見込みより減額するものでございます。

次の臨時職員賃金（教委事務局費・一般管理）222万円の増額は、教育委員会で雇用している嘱託職員の退職による欠員を臨時職員で対応したため、増額するものでございます。

次の竜王小学校教育振興事業・竜王西小学校教育振興事業（消耗品費）72万円につきましては、来年度から道徳が教科に組み入れられるため、指導書の購入経費として増額するものでございます。

次の臨時職員賃金（学校支援地域本部事業）116万7,000円につきましては、文部科学省の受託事業として実施しております学校現場業務改善加速事業の経費で賄うことができましたので、当該事業においては減額するものでございます。

次の財政調整基金積立金7億1,612万9,000円、公共施設維持管理基金積立金6,000万円、災害対策基金積立金2,998万4,000円につきましては、町民税法人税割について、当初予算見積時に比べ、想定以上に多く収入できたこと、また、町有地の売却による収入から、その一部を、今後、施設の長寿命化等に要する財源へ充当するため公共施設維持管理基金へ、また、不測の災害時に要する財源へ充当するため、災害対策基金へそれぞれ積み立てを行い、さらに余剰となった分を財政調整基金へ積み立てするものでございます。

次の減債基金積立金417万4,000円につきましては、本年度6月の補正予算におきまして、町有地の売却金を小口地先の市街化区域内の道路整備及び配水管の布設替え経費の一部に充当しつつ、大半を減債基金へ積み立てる内容とさせていただいたところであり、今回の3月補正予算におきまして、充当事業を減額させていただくことから、減額した一般財源分につきましては、この基金へ積み立てするものでございます。

次の竜王町立竜王小学校改築基金積立金1,000万円につきましては、平成29年度当初予算編成時において、財政状況が厳しいことから、例年3,000万円積み立てを実施しているところを1,000万円減額して予算計上しており

ましたので、今回その分を増額するものでございます。

次に、再生可能エネルギー等導入促進基金積立金83万4,000円の増額は、太陽光パネル設置により、設置前と設置後の安くなった電気代相当額を積み立てるため増額するものです。この安くなった差額相当額と売電収入をこの基金に積み立てておき、同設備の更新時における財源といたします。

次の竜王町有線放送施設管理等基金積立金3,660万円の追加につきましては、今年度末をもって解散されます竜王町有線放送農業協同組合において、施設の改廃に係る資金として積み立てをされていた分について寄付を受ける予定であり、同資金をもって最終的に施設を処分していくため、積み立てを行うものでございます。

次の滋賀竜王工業団地維持管理基金積立金2億円の追加につきましては、今定例会におきまして、新規条例として上程しております内容と関連があるものでございまして、工業団地内の施設等の今後の不定期の維持管理分の財源として、土地開発公社から協力金としていただいた分を積み立てるものでございます。

次に公共土木施設災害復旧事業（重機等借上料）220万円の減額につきましては、先の1月補正の際に災害廃棄物処理事業を計上させていただき、会計処理上更正しましたので、当該分を減額するものでございます。

次に人件費補正の664万9,000円の減額の主な要因は、勸奨退職に係る差額負担金等を増額する一方で、育児休業取得等による人件費を減額したことによるものです。

続きまして、歳入補正予算の主なものについて御説明させていただきます。

資料戻っていただきまして、概要資料34ページをご覧ください。

このうち、町民税の個人、法人、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金につきましては、それぞれの収入見込みによる増額及び減額でございます。特に町民税の法人につきましては、本年度多額の納税をいただきました分につきましては、今回予算計上させていただくため大幅な増となっております。

また、保育所運営費負担金207万4,000円の減額につきましては、保育園の入所を年度当初から予定されていた保護者の方が、育児休業の延長等により入所月がおくれたこと等により、減額するものでございます。

次の国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金523万8,000円については、自立支援給付費の今後見込みにより増額、児童手当負担金372万

8,000円は、充当対象となる歳出予算の執行見込みに伴う減額、子ども・子育て支援システム改修補助金75万円の追加は、子ども・子育て支援システム改修業務委託料の財源となるものでございます。

次の県支出金も、充当対象となる歳出予算の増額、または減額によるものが大多数ですが、農業委員会費交付金の増額については、歳出の際に御説明いたしましたとおり、追加で交付されるため増額するものでございます。

次の土地売払収入2,390万円につきましては、須恵の町有地の一部を年度末までに売り払う予定をしていることから、増額するものでございます。

次の一般寄附金3,660万円の増額につきましては、竜王町有線放送農業協同組合からの寄附をいただく分として増額するものでございます。

財政調整基金繰入金2億2,496万9,000円の減額は、法人町民税を多く収入できたことから、当初予算に計上しておりました全額を減額いたします。

これにより、現時点の残高であります約3億を維持することができ、なおかつ、先ほど歳出の際に御説明をさせていただきました財政調整基金への積立額を加えますと、今年度末の同基金の残高は、10億円強となるところでございます。

次に、公共施設維持管理基金繰入金及び未来につなぐふるさと交産基金繰入金の減額は、充当する歳出の減額に伴い減額するものです。

コミュニティ助成事業助成金360万円の減額は、歳出におけるコミュニティ助成事業助成金と同額の減額であります。

35ページに移りまして、後期高齢者医療負担金等返還金410万4,000円は、平成28年度市町負担金額の精算に伴い返還されるため、増額するものでございます。

児童発達支援事業等収入162万2,000円は、竜王町子ども療育事業所における児童発達支援等事業収入の増により増額するものでございます。

竜王インター周辺地区整備協力金1億5,987万8,000円の増額は、歳出における竜王インター周辺地区整備費の減に伴う分及び滋賀竜王工業団地内の施設について、今後の不定期管理分として収入する分との差額によるものです。

埋蔵文化財発掘調査費の570万7,000円の減額は、対象となる事業が年度末までに見込みがないことから減額するものです。

次の市町村振興協会市町村交付金782万2,000円の増額は、収入見込みによる増額でございます。

最後に、前年度繰越金は、予算化をしていなかった5,285万2,000円

の増額でございます。

引き続きまして、町債でございますが、基幹水利施設保全管理事業債190万円の増額につきましては、県営日野川土地改良事業負担金を増すことに伴い増額するものでございます。

次の田園資料館施設整備事業債20万円の増額は、事業費に充当できる割合を精査した結果、増額するものです。

次の地方道路等整備事業債から墓地緑化等環境整備事業債までの5項目につきましては、対象事業の減額に伴い減額するものでございます。

次の道路橋梁災害復旧債340万円につきましては、12月補正予算において、災害復旧事業として須恵窪野線の本復旧工事を計上しておりました財源として追加するものでございます。

引き続きまして、37ページに移りまして、繰越明許費補正（追加）でございますが、平成30年度へ繰り越して実施する5つの事業を掲載しております。

これらは、国の補正予算に係るものや事業の進捗の遅延等により、平成29年度末までに完了できない見込みとなっているもの等について繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為補正（追加）でございます。公共交通利用促進事業及びスー・セー・マリー市友好親善使節団派遣事業につきまして、平成30年度当初予算に先立ち、平成29年度中に事業に係る事務処理を行う必要があるため追加するものでございます。

また、地方債補正（追加・変更）につきましては、先ほど歳入の中で御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成29年度竜王町一般会計補正予算（第9号）の概要を申し上げ、説明といたします。

**○議長（小森重剛）** ここで、午後2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時45分

**○議長（小森重剛）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議第28号 平成30年度竜王町一般会計予算

日程第30 議第29号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算

日程第 3 1 議第 3 0 号 平成 3 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算

日程第 3 2 議第 3 1 号 平成 3 0 年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第 3 3 議第 3 2 号 平成 3 0 年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第 3 4 議第 3 3 号 平成 3 0 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 5 議第 3 4 号 平成 3 0 年度竜王町水道事業会計予算

日程第 3 6 議第 3 5 号 平成 3 0 年度竜王町下水道事業会計予算

○議長（小森重剛） 次に、日程第 2 9 議第 2 8 号、平成 3 0 年度竜王町一般会計予算から日程第 3 6 議第 3 5 号、平成 3 0 年度竜王町下水道事業会計予算についてまでの 8 議案を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま、一括上程いただきました議第 2 8 号から議第 3 5 号までの 8 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 2 8 号、平成 3 0 年度竜王町一般会計予算につきましては、一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ 5 5 億 2, 3 0 0 万円と定めるものでございます。

平成 3 0 年度予算に係ります基本的な方針等は、先ほど述べました行政執行方針のとおりでございます。重点施策プロジェクトを力強く推進しつつ、「活力あるまち創り」、「安心して暮らし続けられるまち創り」を 2 本柱として予算を重点配分いたしましたので、これらの主な内容について申し上げます。

まず、「活力あるまち創り」といたしましては、1 点目に、若者定住対策と雇用の促進を図るため、町内の企業が活動しやすい環境づくりや企業誘致を能動的に実施していきます。

2 点目に、教育の充実という面では、町費による各種支援員等を配置し、一人一人に寄り添うきめ細かな指導や支援を充実、また、新たな取り組みとして、プログラミング的思考を育成するため、魅力的な授業等を行うための事業費を計上しております。

3 点目に、竜王ブランドを全国発信していくため、本町が誇る農産物を真のブランドとして創生することを目指した、魅力ある農業の創生事業を拡充していきます。

4 点目に、3 0 年後の竜王町のランドデザイン作成に向け、農村型コンパクト

トシティ検討事業を新設いたします。

次に、「安心して暮らし続けられるまち創り」といたしましては、1点目に、公共交通や移動手段を確保するため、路線バスの利用促進を図り、子育て支援、定住促進等につながる取り組みを実践するため、公共交通利用促進社会実験事業を新設いたします。

2点目に、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援の充実を図るため、小中学生医療費無償化事業、軽自動車購入助成事業などを継続してまいります。

3点目に、健康寿命の延伸、居場所づくりの推進を図るため、本町の健康課題であります糖尿病及び高血圧などの予防のために、知識の普及や取り組みを進める事業を新設いたします。

4点目に、防災情報システムの構築等を充実していくため、平成31、32年度に整備予定である、防災行政無線等についての実施設計経費に係る経費を計上しております。

また、日野川の抜本的改修等を早期に実現するため、国・県への要望等を行う事業費を計上しております。

これらの事業の実施によりまして、まちの抱える課題の解決に向けて積極的に取り組み、「明るく元気で活力溢れる強いまち竜王町」、「次世代に誇れるまち竜王町」の実現に向けて、町行政が一丸となり、着実に各施策を進めさせていただくとともに、議員各位の格別の御理解と御協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、議第29号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億4,690万円と定めるものでございます。

平成30年度は国保制度改革初年度であり、財政構造が大きく変わる事等が影響し、前年度当初予算と比較いたしますと、7億690万円の増額、率にしますと52.8%の増となるものでございます。

歳入につきましては、平成30年度より、国民健康保険事業費納付金制度の開始に伴い、国民健康保険税率の改定を行うことから、2億9,009万7,000円とし、前年度に比べ4,487万5,000円の増額、県支出金をルールに従い見込ませていただいております。

今後とも、適正な事務処理を行い、医療費の適正化に努めるとともに、税の公

平性の観点からも引き続き未納対策にも努めてまいります。

次に、議第30号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、医科770万円、歯科5,450万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、医科につきましては50万円の減額、率にしても6.1%の減となり、歯科につきましては110万円の増額、率として2.1%の増となるものでございます。

医科につきましては、平成30年度から3年間、指定管理者制度による管理運営を行い、地域医療の充実を図ってまいります。

歯科につきましては、これまでどおり歯科保健センターを中心に予防啓発に努め、外来診療を中心に、早期予防、並びに早期治療に取り組んでまいります。

また、住民福祉部門内でしっかりと連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第31号、平成30年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,940万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、140万円の減額で、率にいたしますと2.3%の減としております。

歳入といたしましては、給食負担金を5,929万6,000円計上いたしております。歳出といたしましては、給食にかかる資材費等でございます。

次に、議第32号、平成30年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億1,550万円と定めるものでございます。歳出につきましては、今般改訂を行いました竜王町介護保険事業計画のサービス見込み量から算定した給付費及び事業費の積算を行い、9億1,550万円とし、前年度から比べて4,770万円の増額、率にして5.5%の増としております。

歳入につきましては、平成30年度より介護保険料改定を行うことから、第1号被保険者保険料を2億1,003万4,000円とし、前年度に比べ412万6,000円の増と見込んでおります。

今後とも、介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、議第33号、平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億520万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、870万円の増、率にして9.0%の増となるものでございます。

歳入の主な内容につきましては、後期高齢者保険料は7,487万1,000円で、前年度と比べて666万9,000円の増額でございます。

次に、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金は1億46万7,000円で、前年度と比べて542万7,000円の増額でございます。

次に、議第34号、平成30年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を3億6,460万8,000円及び収益的支出の予定額を3億6,222万8,000円、資本的収入の予定額を1億1,021万8,000円及び資本的支出の予定額を1億8,210万円と定めたものでございます。

水道事業につきましては、ライフラインの基盤整備として、今日的な課題である管路施設について、年次計画による改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層の努力を行ってまいります。併せて、経営の健全化と、施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業としての経済性を発揮するよう一層の努力をいたすものでございます。

次に、議第35号、平成30年度竜王町下水道事業会計予算につきましては、平成30年4月1日より地方公営企業法の一部を適用し、特別会計から公営企業会計に移行いたします。水道事業同様に企業経営の視点から、より一層の効率化に努めてまいります。

下水道事業の収益的収入の予定額を5億8,383万6,000円及び収益的支出の予定額を5億3,138万5,000円、資本的収入の予定額を3億3,225万6,000円及び資本的支出の予定額を5億3,098万9,000円と定めたものでございます。

下水道事業につきましては、資産等の財務や経営状況が明確化になりますので、経営基盤の強化を図りながら、施設の効率的な維持管理に努め、投資的経費の平準化等を行い、さらなる町民サービスの強化を目指してまいります。

以上をもちまして、議第28号から議第35号までの8議案につきまして説明を申し上げたところでございますが、議第28号、議第29号、議第30号、議

第32号、議第34号及び議第35号の詳細につきまして、順次各担当課長から説明させますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（小森重剛） 川嶋総務課長。

○総務課長（川嶋正明） ただいま、町長から、議第28号、平成30年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております提出議案説明資料42ページの、平成30年度当初予算案（一般会計）概要に基づき御説明申し上げます。

平成30年度の一般会計の総額は、55億2,300万円でありまして、前年度に比しまして6,300万円の減、率にいたしますと1.1%の減といたしました。

これの主な要因といたしましては、滋賀竜王工業団地整備に係る事業がほぼ完了となり、2億4,000万円の減と大きく減少となるものの、地方創生推進交付金を活用した竜王近江牛等特産品発信事業等、また、将来に向けた投資として、公共交通利用促進事業、防災情報通信設備整備事業等を実施していくため、微減となったところでございます。

厳しい財政状況ではあるものの、将来に向けた投資を行っていくため、積極予算として編成しているところでありまして、予算を重点配分しました事業を御説明いたします。

42ページ中段以下をご覧ください。

まず、「活力あるまち創り」の1つ目として、「工業団地等への企業誘致を契機として若者定住対策と雇用の促進」を図るため、町内の企業が活動しやすい環境づくりや企業誘致を能動的に実施し、まちの振興に繋げていく「企業立地推進事業」として95万6,000円、次に、定住促進と子育て支援を対象とし、助成することで定住化を図る、「定住促進住宅新築・リフォーム助成事業」に700万円を計上しております。

「活力あるまち創り」の2つ目として、「竜王で子どもを育てたいという教育の充実」を目指して、町費による各種支援員等を町内校園に配置し、一人一人に寄り添うきめ細かな指導や支援の充実を図る「一人ひとりの子どもがキラリと輝く「きめ細かな教育」推進事業」を、昨年より拡充し5,908万5,000円、次に、就学前から中学校までの一貫した竜王らしい英語教育を推進する「グローバル化に対応した英語教育」に776万1,000円、次に、プログラミング的

思考を育成するため魅力的な授業や教材の開発を行うため、新たに「プログラミング学習推進事業」として36万8,000円、次に、「教師力・学校力アップ事業」として昨年より拡充し、67万6,000円をそれぞれ計上しております。

「活力あるまち創り」の3つ目として、「竜王ブランドを全国へ発信」していくため、国の地方創生推進交付金を最大限活用し、本町の魅力ある農産物を真のブランドとして創生するための支援として、「魅力ある農業の創出事業」を昨年より拡充し、500万円、次の「竜王近江牛等特産品発信事業」についても昨年より拡充し、2,400万円を計上しております。

「活力あるまち創り」の4つ目として「教育・福祉機能の集約化やネットワーク機能の強化」を図るため、30年後の本町のランドデザイン作成等の経費として、「農村型コンパクトシティ検討事業」を新設し、500万円を計上しております。

続きまして、2つ目の柱として位置づけております、「安心して暮らし続けられるまち創り」に向けた内容でございます。

1つ目として、「公共交通や移動手段を確保」するため、43ページに移りまして、これまでの高齢者支援の側面のみならず、子育て支援、定住促進等についても目的とした中で、社会実験も合わせて実施し、住民ニーズも探るため、「公共交通利用促進社会実験事業」を新設し、通学定期補助や路線バス夜間運行业務の実施経費として、1,110万円を計上しております。

「安心して暮らし続けられるまち創り」の2つ目として、「安心して子どもを産み、育てられる環境づくりと子育て支援の充実」を図るため、昨年10月から実施しております、小学生から中学校卒業までの医療費の無償化を継続していく「小中学生医療費無償化事業」に2,775万1,000円、次に、子育て世帯の支援を特に目的とし、軽自動車購入の助成を行う、「子育て応援軽自動車購入助成事業」に108万8,000円を計上しております。

「安心して暮らし続けられるまち創り」の3つ目として、「健康寿命の延伸と居場所づくりの推進をより一層強化」を図るため、昨年度に引き続き、「地域支え合いしくみづくりモデル事業」に82万円、次に、地域福祉コーディネーターの配置による地域丸ごとの支え合いしくみづくりのため、「地域福祉コーディネーター配置事業」を例年より拡充する381万8,000円、次に、本町の健康課題である糖尿病及び高血圧などを予防し、健康寿命のさらなる延伸を図るため、「健康ベジ7チャレンジ」を新設し、87万2,000円を計上しております。

「安心して暮らし続けられるまち創り」の4つ目として、「防災情報システムの構築と自主防災組織の機能強化」を図るため、平成31、32年度に整備予定である、防災行政無線等に係る「防災情報通信設備整備事業」を新設し、1,000万円、次に、地域防災計画について、法改正等も踏まえ、現状にあった計画へ見直しを行うため、また、近年の災害を踏まえ、職員の対応マニュアルについても見直しを行うための、「町防災計画作成事業」として704万4,000円、次に、日野川沿川住民の生活の安全を期すため、「日野川改修促進等国県事業要望強化事業」を拡充し、日野川の抜本的改修など早期の実現を目指し、国県への要望等を強化し実施していく経費として、236万7,000円を計上しております。

続きまして、「地域の活力創出事業」としまして、地域に活力を与える事業について、竜王町未来につなぐふるさと交電寄附金を一部活用し、実施していく事業につきまして掲載しております。

今ほどまで説明させていただきました内容と重複する事業につきましては、省略をさせていただきます。

まず、未来につなぐまちづくり交付金1,513万円につきましては、さまざまな世代が笑顔で暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指して、新たな統合型交付金を創設するものになります。

次に、地域おこし協力隊事業480万円につきましては、新たに地域活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、まるごと「スキヤキ」プロジェクトを推進するとともに、定住・定着を図るためのものがございます。

次に、戸籍住民登録費13万円につきましては、出生届や婚姻届出等をされる方々を祝福し、よき記念となるよう、窓口に記念撮影用のロールスクリーンスタンドを設置することで、本町へ興味を持ってもらい、竜王町に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるきっかけづくりとするものがございます。

次に、ふるさと納税推進費・ふるさと納税推進強化事業3,871万1,000円、268万2,000円につきましては、「竜王町未来につなぐふるさと交電寄附金」がより多く寄附されるよう、町内の特産品等のPRを行うものがございます。

次に、ドラゴンピック2018開催事業200万円につきましては、一人でも多くの町民の参加による運動会を開催することにより、スポーツを通じて健康で活力あるまちづくりを推進していくものがございます。

次に、スポーツライミング普及啓発事業210万1,000円につきましては、2024年に滋賀県で開催される国民体育大会に向けて、本町で開催予定のスポーツライミング競技誘致の機運醸成とボルダリング競技の魅力や楽しさを町内に発信することにより、町民のスポーツへの興味・関心を高めるためのものでございます。

歳入におきましては、平成29年度決算見込みをもとに、国や県の動きも考慮に入れつつ、町税において、平成29年度当初予算から約3億4,200万円の増、率にして12.5%の増といたしました。

一方で、地方交付税と臨時財政対策債を併せて、対前年度当初予算から5億円減としております。また、歳出削減・歳入確保に努めてもまだ不足する所要の財源のため、財政調整基金から5億1,180万円を取り崩す予算を計上しております。これにより、平成30年度末の同基金残高は、5億1,300万円程度になる見込みであります。

続いて、議案書71ページをご覧ください。

第2表債務負担行為につきましては、6つの項目において、それぞれ限度額の設定をお願いするものであります。

次に、72ページの第3表地方債につきましては、10事業の総額1億3,440万円について、それぞれ限度額の設定をお願いするものでございます。

また、ページ戻りまして64ページの第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額につきまして、その上限を20億円として定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第28号、平成30年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（小森重剛） 森岡住民課長。

○住民課長（森岡道友） 続きまして、議第29号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

お手元の竜王町特別会計の歳入歳出予算に関する説明書、3ページからご覧いただきたいと思います。

歳入ですが、1ページめくっていただきまして、国民健康保険税は2億9,009万7,000円で、前年度と比較いたしますと4,487万5,000円の増額となります。

県支出金につきましては、新設いたしました保険給付費等交付金が16億8,200万1,000円でございます。

このうち普通交付金が16億6,877万5,000円で、これは、町が行う保険給付に要する費用の全額について県から交付を受けるものでございます。

また、特別交付金が1,322万6,000円でございます。このうち、保険者努力支援制度については、医療保険者が行う医療費適正化等の取り組みに対する国の支援分として1,000円、特別調整交付金分（市町村分）については、従来の国費の特別調整交付金分で650万円、県繰入金（2号分）については、従来の県費の特別調整交付金分で431万1,000円、特定健診等負担金は、医療保険者に義務づけられている特定健康診査について、その費用の国と県の負担分として241万4,000円を計上しております。

6ページの一般会計繰入金は7,298万8,000円で、前年度と比べて207万3,000円の増額でございます。

7ページの繰越金は10万1,000円で、前年度と比べて1,290万円の減額でございます。

8ページの諸収入、雑入につきましては、75万7,000円で、前年度と比べて2万4,000円の減額でございます。また、平成30年度からの新しい財政構造に合わせ、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金については、廃止となります。

次に、歳出でございます。

11ページをご覧ください。

総務管理費につきましては、1,109万4,000円を計上しております。内容といたしましては、被保険者証の印刷発行等の一般事務経費、国保連合会電算レセプト処理手数料、制度改正に伴うシステム改修経費、国保連合会負担金などで、前年度と比べて156万4,000円の増額でございます。

11ページから12ページにかけては、徴税费につきましては、324万1,000円、前年度と比べて1,000円の減額でございます。

運営協議会費につきましては39万8,000円で、前年度と比べて11万2,000円の増額でございます。

次に、国保の本体部分であります保険給付費でございます。一般被保険者療養給付費につきましては、12億7,763万9,000円を計上しております。これは、就学前までの方は8割、就学後から70歳未満の方は7割、70歳から7

5歳までの方は、原則8割の現物給付でございます。今年度の高額疾病に係る医療費の増加を考慮し、前年度と比べて5億8,470万7,000円の増額でございます。

退職被保険者等療養給付費につきましては、2,174万5,000円を計上しております。被保険者数の減少により、前年度と比べて22万3,000円の減額でございます。

13ページの一般被保険者療養費につきましては、739万2,000円、退職被保険者等療養費につきましては12万円、審査支払手数料につきましては212万円でございます。

高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費は3億5,425万4,000円で、前年度と比べて2億6,099万2,000円の増額、退職被保険者等高額療養費は523万9,000円で、前年度と比べて38万6,000円の減額でございます。

一般被保険者高額介護合算療養費及び14ページの退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額でございます。

葬祭諸費につきましては95万円、移送費につきましては2万円、15ページの出産育児諸費につきましては378万2,000円で、いずれも前年度と同額でございます。

平成30年度から新設します、国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分が2億3,021万5,000円、16ページの後期高齢者支援金等分が7,964万2,000円、介護納付金分が2,076万1,000円でございます。

17ページの共同事業拠出金につきましては、その他共同事業拠出金が3,000円でございます。

保健事業費につきましては、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査等の実施が医療費保険者に義務づけられており、特定健康診査等事業費は1,803万7,000円、18ページの保健衛生普及費は、国保若年層に対する健康診査等の実施分として、600万5,000円でございます。

基金積立金は10万円、財政調整基金の利息分でございます。

19ページの諸支出金の償還金及び還付加算金は、124万3,000円、繰出金は、歳入で国から収入しました特別調整交付金を施設勘定（歯科）予算へ繰り出すもので、150万円でございます。

20ページの予備費につきましては100万円とし、平成30年度から保険給付費の増加に備える必要性がなくなるため、必要最小限の計上としております。

また、平成30年度からは、共同事業拠出金、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金が廃止となります。

今後も、健康推進課とともに、国保被保険者の健康づくりや保健事業の推進及び情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営に取り組みたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第29号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議第30号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

竜王町特別会計の歳入歳出予算に関する説明書27ページをご覧くださいと思います。

医科につきましては、指定管理者制度により、管理運営を医療法人社団弓削メディカルクリニックに実施していただきます。

まず、歳入でございますが、財産収入につきましては39万2,000円で、財政調整基金の利息と保険調剤薬局への普通財産の貸し付けによるものでございます。

財政調整基金繰入金につきましては、平成30年度の指定管理料を支払うための費用及び諸経費の財源として、720万6,000円を計上しております。

歳出でございますが、29ページの総務費につきましては、700万5,000円を計上しております。内訳として、650万円が指定管理料でございます。

医療用機械器具としまして、修理費の10万円を計上しております。

基金積立金は8万7,000円で、財政調整基金の利息分でございます。

医科診療所では、平成29年度に引き続き指定管理者制度を活用し、民間の医療機関のお力をお借りしまして、さらに地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、保健・福祉・医療の連携を図りながら地域に根差した安定した医療・保健事業に努めてまいります。

次に、歯科でございますが、まず、歳入につきまして、35ページの外来収入は、診療所運営の主要な収入として4,184万9,000円を計上し、36ページの介護サービス収入につきましては、93万4,000円を計上しております。

事業勘定繰入金の150万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助分に関する事業勘定からの繰入金でございます。

一般会計繰入金につきましては、405万円でございます。

37ページの財政調整基金繰入金につきましては、37万3,000円でございます。歳出でございますが、39ページから41ページにかけて、総務費といたしまして、歯科診療所の施設管理費及び町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、4,307万1,000円を計上しております。

次に、42ページの医業費につきましては、1,090万円を計上しております。基金積立金につきましては、1万9,000円で財政調整基金の利息分でございます。

本年度も、保健行政や地域、学校、家庭、町内開業医との連携をとりながら、乳幼児から高齢者までの全町民を対象に、健康づくりは、「健康な歯から」、「治療より予防」を合い言葉に、診療業務と併せて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。

さらに、在宅医療や糖尿病ケアにおいて、医科と歯科の連携は大変重要であり、圏域連携も視野におきながら、事業推進に取り組んでまいります。

以上、まことに簡単ではございますが、議第30号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

○議長（小森重剛） 間宮福祉課長心得。

○福祉課長心得（間宮泰樹） 続きまして、議第32号、平成30年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

お手元配付の竜王町特別会計の歳入歳出予算に関する説明書の59ページ、60ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、61ページ保険料につきまして、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料で、2億1,003万4,000円、前年度に比べ412万6,000円の増となっており、平成30年度からの介護保険料改定に伴う増額分を含みます。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億6,004万円、ページをめくっていただきまして62ページ、調整交付金が2,357万7,000円、

地域支援事業交付金の介護予防事業が179万5,000円、包括的支援事業・任意事業が1,067万1,000円のそれぞれルール分を計上しております。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に、介護給付費交付金が2億3,347万7,000円、地域支援事業支援交付金が242万1,000円を計上しております。

県支出金は、介護給付費負担金が1億2,096万3,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が112万円、包括的支援事業・任意事業が533万4,000円の、それぞれルール分を計上しております。

63ページの財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子5万円を計上しております。

繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして1億2,696万2,000円を計上しており、その内訳は、介護給付費繰入金が1億805万7,000円、その他一般会計繰入金が1,245万3,000円、ページめくっていただきまして64ページ、地域支援事業繰入金の介護予防事業が111万8,000円、包括的支援事業・任意事業が533万4,000円でございます。

第1号被保険者保険料の軽減を目的とする介護給付費準備基金からの繰り入れとして、1,904万7,000円を計上しております。

次に、歳出でございます。

66ページをご覧ください。

総務管理費が124万1,000円、徴収費が135万3,000円でございます。

67ページに移りまして、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査するために共同設置しております介護認定審査会への負担金などを、介護認定審査会費として627万9,000円を計上しております。

68ページに移りまして、保険給付費でございますが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が8億1,411万8,000円、69ページに移りまして、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス、介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が1,722万円、71ページに移りまして、高額介護サービス等費が1,073万2,000円、特定入所者介護サービス等費が2,042万8,000円、72ページに移りまして、高額医療合算介護サービス等

費が131万2,000円、その他経費を含め、保険給付費全体で8億6,476万3,000円を計上しており、前年度に比べ4,919万8,000円の増となっております。

73ページの地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費が880万5,000円でございます。

また、一般介護予防事業費につきましては、15万3,000円でございます。地域の介護予防活動の支援、リハビリテーションのノウハウの普及にかかるものでございます。

また、73ページから75ページまでの包括的支援事業・任意事業費が3,094万7,000円で、主に地域包括支援センター運営事業費のほか、配食サービス見守り事業や家族介護者支援事業に係る委託料、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題抽出及び対応策の検討等を行う在宅医療・介護連携推進事業、地域福祉コーディネーターとの連携を図り、地域の互助を高める生活支援体制整備事業、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進する認知症総合支援事業に係るものでございます。

今後も、住民の皆様の健康づくり、特に介護予防の観点を重視した保健福祉サービスの充実に努め、御本人が自立して、地域で安心して老後を送っていただけるよう支援をさせていただき、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第32号、平成30年度竜王町介護保険特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（小森重剛） 込山上下水道課長。

○上下水道課長（込山佳寛） 続きまして、議第34号、平成30年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数につきまして3,900戸、年間総配水量につきまして167万2,000立方メートル、1日平均給水量につきまして4,100立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、今後の年次計画に基づく管路更新事業を実施するに当たり、これに係る事業費につきまして1億4,850万円をそれぞれ予定するものでございます。

次に、第3条予算及び第4条予算につきましては、提出議案説明資料72ページの予算の概要によりまして御説明申し上げます。

第3条予算でございますが、収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億9,820万5,000円、営業外収益が6,639万3,000円、特別利益が1万円でございます。

営業収益の主な収入といたしまして、給水収益が2億9,400万円で、前年度比較240万円の増額でございます。

営業外収益の主な収入といたしまして、補助金が3,398万円で、前年度比較44万1,000円の増額、長期前受金戻入が2,824万4,000円で前年度比較580万9,000円の減額でございます。

特別利益の主な収入といたしまして、貸倒引当金戻入益が1万円で、前年度と同額でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が3億4,726万6,000円、営業外費用が1,476万2,000円でございます。

営業費用の主な支出といたしまして、県水受水費が1億7,145万1,000円、減価償却費が7,670万2,000円、人件費が2,646万6,000円、委託料が4,538万2,000円でございます。その他の営業費用につきましては、ご覧いただいておりますとおりでございます。

営業外費用の主な支出といたしまして、支払利息が1,465万2,000円等でございます。

さらに、第4条予算でございますが、資本的収入の主な収入といたしまして、建設改良費に伴います企業債が1億700万円等でございます。

資本的支出の主な支出といたしまして、管路布設替工事等の設計委託料及び工事費に係る改良事業費が1億4,850万円、企業債償還金が2,740万円等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして7,188万2,000円の不足となりますが、これにつきましては、建設改良積立金、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金、並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただくこととしております。

次に、予算書の2ページをご覧ください。

第5条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額といたしまして、施設保守点検業務を、平成31年度から33年度までの期間2,630万円を限度額に、水道管理システム更新及び保守業務を、平成31年度から33年度までの期間750万円を限度額に、山中配水池防水工事を平成31年度とし、4,

200万円を限度額とし、第6条で企業債の限度額を1億700万円に、第7条で一時借入金の限度額を1,000万円に、第8条で予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合といたしまして、営業費用と営業外費用との間に、第9条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2,646万6,000円、交際費2万円、第10条で一般会計等から受ける補助金といたしまして3,398万円、第11条でたな卸資産購入限度額を500万円に定めたまいのでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第34号、平成30年度竜王町水道事業会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

続きまして、議第35号、平成30年度竜王町下水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、接続戸数につきまして3,200戸、年間総処理水量につきまして144万4,000立方メートル、1日平均処理水量につきまして4,000立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、滋賀竜王工業団地への企業誘致に伴い、最大排水量の確保に向けた下水道整備等を進めるに当たり、これに係る事業費につきまして1億2,610万1,000円をそれぞれ予定するものでございます。

次に、第3条予算及び第4条予算につきましては、提出議案説明資料73ページの予算の概要によりまして御説明申し上げます。

第3条予算でございますが、収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が1億8,505万1,000円、営業外収益が3億9,878万5,000円でございます。

営業収益の主な収入といたしまして、下水道使用料が1億8,491万円でございます。

営業外収益の主な収入といたしまして、他会計補助金が2億5,666万6,000円、長期前受金戻入が1億4,172万4,000円でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が4億3,493万1,000円、営業外費用が9,410万9,000円、特別損失が184万5,000円でございます。

営業費用の主な支出といたしまして、委託料が4,415万3,000円、流域下水道管理運営費負担金等が7,070万6,000円、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費が2億7,999万3,000円でございます、その

他の営業費用につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。

営業外費用の主な支出といたしまして、支払利息が8,354万5,000円でございます。

さらに、第4条予算でございますが、資本的収入の主な収入といたしまして、建設改良費等企業債が2億4,040万円、国庫補助金が7,100万円等でございます。

資本的支出の主な支出といたしまして、滋賀竜王工業団地に伴う下水道整備等に係る管渠築造費が1億4,265万1,000円、流域下水道建設費が2,249万5,000円、企業債償還金が3億6,584万3,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億9,873万3,000円の不足となりますが、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分の損益勘定留保資金及び引き継ぎ現金で補てんさせていただくこととしております。

次に、予算書の2ページをご覧ください。

第4条の2で特例的収入及び支出といたしまして、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金を3,755万円、未払金を6,788万2,000円と定めたいものでございます。

3ページに移りまして、第5条で企業債の限度額を、下水道事業が8,490万円、資本費平準化債が1億5,520万円、公営企業会計適用債が30万円、未利用利子が1,310万円に、第6条で一時借入金の限度額を5億円に、第7条で予定支出の各項の経費の金額の流用といたしまして、営業費用と営業外費用との間に、第8条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2,816万4,000円、第9条で一般会計等から受ける補助金といたしまして、2億6,408万9,000円に定めたいものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第35号、平成30年度竜王町下水道事業会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（小森重剛） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 議員派遣について

○議長（小森重剛） 日程第37 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思ひます。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後3時49分